別紙２

約款の現状に関する一覧表

	住宅系	ビル系
工事監理	（国土交通省「工事監理を知っていますか？」H13.1作成） 住宅の工事における工事監理の重要性をアピールするパンフレット。具体的な監理業務のリストがある。	四会連合協定「建築監理業務委託契約約款」（H11.10作成） 四会連合協定「建築設計・監理業務委託契約約款」（H11.10作成） （設計と監理を同一人が行う場合）
設計	※住宅系の場合，注文者のニーズが多様なため余りフォローされていないのが現状。	四会連合協定「建築設計業務委託契約約款」（H11.10作成） ＢＣＳ「設計施工契約約款」（H13.5作成） （どちらかというと比較的規模の大きい工事を想定。基本設計を準委任，実施設計と施工を請負と構成。具体的な義務の内容について，標準，オプションに区別された業務表があり，また説明のためのパンフレットがあるのが特徴。）
施工	住宅金融公庫の融資対象物件に使われている。工事監理者の存在を前提としない。 （財）住宅金融普及会（住宅金融公庫監修）「工事請負契約約款」 日弁連「消費者のための家づくりモデル約款」 技術水準について，日本建築学会標準仕様書又は住宅金融公庫共通仕様書を最低の基準としている。工事監理者の存在を前提としている。	民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会「工事請負契約約款」（H12.4改正） 広く使われている。比較的規模の大きい工事で，監理者が常駐的に存在していることを想定。住宅系についても検討の対象とされている。
元請下請関係	中央建設業審議会「建設工事標準下請契約約款」（S30頃）	
		（建築生産システム合理化推進協議会「施工条件・範囲リスト」H14.3作成） 約款そのものではない。契約を締結する前の段階の施工条件や施工範囲を明らかにするもの。
リフォーム	住宅リフォーム推進協議会「住宅リフォーム工事請負契約約款」（H13.10作成） 構造体をいじらない小規模のもの。追加変更書式があるのが特徴。	